

# 日本大学医学部附属看護専門学校学則

昭和55年4月1日制定	平成4年4月1日施行	平成15年9月5日改正
昭和55年12月5日改正	平成6年7月1日改正	平成16年4月1日施行
昭和56年4月1日施行	平成7年4月1日施行	平成16年5月7日改正
昭和57年7月16日改正	平成7年7月7日改正	平成17年4月1日施行
昭和58年4月1日施行	平成8年4月1日施行	平成17年4月1日改正
昭和59年4月6日改正	平成8年11月1日改正	平成18年6月2日改正
昭和59年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成19年4月1日施行
昭和60年7月5日改正	平成9年10月3日改正	平成20年6月6日改正
昭和60年10月18日改正	平成10年4月1日施行	平成21年4月1日施行
昭和61年4月1日施行	平成10年7月3日改正	平成23年2月4日改正
昭和61年7月4日改正	平成11年4月1日施行	平成23年4月1日施行
昭和62年4月1日施行	平成12年1月21日改正	平成24年5月14日改正
昭和63年9月16日改正	平成12年4月1日施行	平成25年4月1日施行
昭和64年4月1日施行	平成12年12月1日改正	平成26年9月1日改正
平成元年9月8日改正	平成13年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成2年4月1日施行	平成14年9月6日改正	平成30年2月2日改正
平成3年9月6日改正	平成15年4月1日施行	平成30年4月1日施行

## 第1章 総則

第1条 本校は、日本大学医学部附属看護専門学校と称し、東京都板橋区大谷口上町71番12号に置く。

第2条 本校は、保健師助産師看護師法第21条第1号及び学校教育法第124条に規定する学校として、看護師となるために必要な専門の知識及び技術を授けることを目的とする。

第3条 本校に次の課程及び学科を置く。

看護専門課程

看護学科（三年課程昼間）

## 第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

第4条 本校の修業年限は、3年とし、通算して6年を超えて在学することはできない。

A 第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔日本大学〕 第6条 学期は次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律で規定する日
- ③ 日本大学創立記念日（10月4日）

- ④ 春季休業（3月25日から3月31日まで）
  - ⑤ 夏季休業（7月25日から8月25日まで）
  - ⑥ 冬季休業（12月25日から1月7日まで）
- 2 臨時的休業日その他の変更については、そのつど学校長が定める。

### 第3章 学生定員及び教職員組織

第8条 本校の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員	80名
総定員	240名

第9条 本校には、次の教職員を置く。

- ① 校長 1名
- ② 副校長 1名
- ③ 主事 1名
- ④ 専任教員 8名以上（うち1名は教務主任としほかに教務副主任を置くことができる）
- ⑤ 教員（兼任） 40名以上
- ⑥ 校医 1名
- ⑦ 事務員 1名以上

### 第4章 教員会

第10条 本校教員会は、第9条第1号から第4号の教員をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の日本大学医学部教職員を陪席として出席させることができる。

第11条 教員会は、校長が招集してその議長となり、学籍の異動（入学・編入学・休学・転学・退学・除籍・進級・卒業等）、教務、厚生、補導及びその他学生に関する重要な事項について審議する。

### 第5章 入学・編入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

第12条 入学の時期は、毎年4月とする。

第13条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、本校の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③ 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者と同等以上の学力があ

ると認められた者

第14条 入学志願者は、次の書類に所定の検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- ① 入学願書
- ② 出身学校長の調査書
- ③ その他本校が必要と定めた書類

第15条 入学者選抜試験は、次の各号について行う。

- ① 学力試験
- ② 人物考査

第16条 入学を許可された者は、保証人2名が連署した誓約書に所定の学費を添えて、指定の期間内に提出しなければならない。

- 2 保証人は、独立した生計を営む者であり、在学中の学生の身上に関する一切の事がらについてその責任を負うことができる者とする。
- 3 保証人が死亡又は事故により責務を尽くすことができない場合は、速やかに新たな保証人を定め校長に届け出なければならない。また学生及び保証人が本籍・住所・氏名等を変更した場合も速やかに届出を要する。

第17条 当該学年に欠員のある場合は、編入学を認めることがある。

第18条 編入学を希望する者は、第14条に規定する書類のほかに編入学を認めた学校の証明書及び調査書を提出しなければならない。

第19条 編入学を希望する者については、第15条に準ずる試験を行い、編入学の可否を決定する。

第20条 欠席する場合は、所定の欠席届を校長に提出しなければならない。

- 2 病気による欠席が5日以上にわたるときは医師の診断書の添付を要する。

A  
〔日本大学  
令二〕  
三

第21条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の校長に願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

- 2 休学期間は、当該学年の終わりまでとし、なお、休学を要する者は、許可を得て更に1年以内の休学ができる。
- 3 休学期間は卒業するまで2年を超えることはできない。
- 4 休学期間は修業年限に算入しない。

第22条 休学者が復学を希望するときは、その旨校長に願い出て、許可を得なければならない。なお、復学の時期は学年の始めとする。

第23条 学生が転学又は退学を希望するときは、その理由を記した願書を保証人連署の上提出し、校長の許可を受けなければならない。

第24条 次の各号に該当する者は、これを除籍することができる。

- ① 故なくして2か月以上授業料の納付を怠った者
- ② 学力劣等又は欠席が長期にわたり、成業の見込みがないと認められた者
- ③ 疾病あるいはその他の事由により将来看護師として不相当であると認められた者
- ④ 第4条に規定する在学期間を超えた者

## 第6章 教育課程・授業時間数及び単位数

第25条 教育課程・授業時間数及び単位数は、別表のとおりとする。

2 本校の専門課程の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合は、次の基準による。

- ① 講義科目については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- ② 外国語科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、その授業内容が講義に該当するものについては、15時間の授業をもって1単位とする。
- ④ 体育実技科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- ⑤ 実習科目については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業時間外に15時間以上の学修を要するものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第26条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

授業は午前9時から午後5時まで、実習は午前8時から午後4時までとする。

## 第7章 学習の評価・既修の学修の成果・課程修了の認定及び称号授与

第27条 学業成績は、学科目ごとに行う試験その他によって評価する。

- 2 評価の表示は別に定める。
- 3 合格した授業科目については、単位を与える。

第28条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三備考二に掲げる学校等において既に履修した授業科目について、個々の既修の学習内容を評価し、本校にお

ける教育内容に相当するものと認められる場合には、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者の社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校養成施設指定規則別表第四に定める基礎分野について準用する。

3 前2項により授業科目の履修とみなすことができる単位は、課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

第29条 校長は、所定の年限在学し、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

第30条 前条の規定により、看護専門課程看護学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第8章 賞罰

第31条 人物及び学業成績が優秀な者には授賞することがある。

2 授賞に関する規定は別に定める。

第32条 次の各号の一に該当する者に対しては、その情状によって懲戒を行うことがある。

- ① 性行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者
- ② 学校の規則若しくは命令に背き、学内の秩序を乱した者
- ③ その他学生としての本分に反する行為のあった者

第33条 懲戒は、戒告・停学及び退学の3種とする。

## 第9章 入学検定料及び学費

第34条 入学試験に際しては入学検定料を徴収する。またその合格者は、入学時入学金を納入しなければならない。

第35条 入学検定料は20,000円・入学金は60,000円・授業料は年額480,000円・実習料は60,000円とする。

2 学費は、所定の時期に納入しなければならない。

第36条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第37条 いったん納入した学費は原則として返還しない。

第38条 休学した学生に対する休学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

### 第10章 奨学

第39条 学生は、奨学生となることができる。

第40条 奨学の規定は、別に定める。

### 第11章 宿舍

第41条 学生は、所定の手続を経て宿舍に入寮することができる。

第42条 学生寮の管理運営に関する規定は、別に定める。

### 第12章 健康管理

第43条 学校は、学生の健康保持のために定期健康診断を行う。

### 附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	科目	授業		
		時間	単位	
基礎分野	科学の基礎的思考 論理的思考演習	30	1	
	自然科学	30	1	
	情報科学	30	1	
	人間と生活・社会の理解	生命と倫理	30	1
		文 学	30	1
		社 会 学	30	1
		心 理 学	30	1
		人間関係論 I	15	1
		人間関係論 II	15	1
		英 語	30	1
		医 用 英 語	30	1
		英 会 話	30	*1
		ド イ ツ 語	30	*1
スポーツトレーニング	30	1		
専門基礎分野	人体の構造と機能	医 学 概 論	30	1
		解 剖 学 I	15	1
		解 剖 学 II	30	1
		生 理 学 I	30	1
		生 理 学 II	15	1
		生 化 学	30	1
		栄 養 学	30	1
	疾病の回復の成り立ち	基 礎 薬 理 学	15	1
		薬 物 治 療 学	30	1
		病 理 学	30	1
		病 態 生 理 学 I	30	1
	病 態 生 理 学 II	30	1	

A (日本大学 令二七)

健康 支援と 制度	社会 保障 制度	病態生理学Ⅲ	30	1
		病態生理学Ⅳ	30	1
		病態生理学Ⅴ	30	1
		微生物学	30	1
		公衆衛生学	30	2
		社会福祉	30	2
		関係法規	30	2
専 門 分 野 I	基 礎 看 護 学	看護学概論Ⅰ	30	1
		看護学概論Ⅱ	15	1
		看護の方法Ⅰ－1	30	1
		看護の方法Ⅰ－2	30	1
		看護の方法Ⅰ－3	30	1
		看護の方法Ⅰ－4	30	1
		看護の方法Ⅰ－5	30	1
		看護の方法Ⅰ－6	30	1
		看護の方法Ⅱ－1	30	1
		看護の方法Ⅱ－2	30	1
		看護の方法Ⅲ	15	1
		基礎看護学実習Ⅰ	45	1
		基礎看護学実習Ⅱ	90	2
成人看護学	成人看護学	成人看護学概論	15	1
		看護の方法Ⅰ－1	15	1
		看護の方法Ⅰ－2	30	1
		看護の方法Ⅰ－3	15	1
		看護の方法Ⅱ－1	30	1
		看護の方法Ⅱ－2	30	1
		看護の方法Ⅱ－3	15	1
		看護の方法Ⅱ－4	30	1
	老年看護学概論Ⅰ	15	1	



看護の統合と実践	国際看護	15	1
	看護管理	15	1
	医療安全	15	1
	ケース・スタディ	30	1
	統合実習	90	2
卒業に必要な単位数及び時間数		3000	102

\*は選択科目。いずれか1科目を選択。